

令和6年おおいた夏の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくもの。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

(1) 実施期間

令和6年7月12日（金）～同年7月18日（木）までの7日間

(2) 一斉行動（街頭啓発）日

7月12日（金）、7月18日（木） 早朝または夕刻における街頭啓発日

4 運動重点

(1) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

(2) 高齢者とこどもの安全な通行の確保

(3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

【趣旨】

(1) 県内では、道路横断中の歩行者事故が多発しており、その要因として横断歩道におけるドライバーの歩行者優先の意識が低いことや、歩行者側にも法令違反が認められる。このため、ドライバー・歩行者双方の交通安全意識の向上が必要である。

(2) 全交通事故死者に占める高齢者の割合が高水準で推移していることから、高齢者の安全確保が課題となっている。また、次代を担う子どもたちを事故から守るため、こどもの行動範囲が広がる夏休みシーズンに先立った対策を講じる必要がある。

(3) 自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して約2倍高くなる。また、自転車関連の交通事故は、自転車側に多くの法令違反が認められる。このため、自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

(4) 県内では、一般道路における後部座席のシートベルト着用率が低調である。夏季は、帰省やレジャー等による長距離運転時において、漫然な運転に起因する事故の発生が予想されることから、万が一の事故の発生に備え、シートベルトの全席着用やチャイルドシートの正しい使用を徹底する必要がある。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - ・ ドライバーは、横断歩道では横断中または横断しようとする歩行者の有無を確認し、歩行者がいる場合は必ず一時停止するなど歩行者優先を徹底する。
 - ・ 歩行者は、道路横断時に手をあげるなど、ドライバーへの意思表示を明確にする。
- (2) 高齢者とこどもの安全な通行の確保
 - ・ 高齢者やこどもの特性に配慮し、優しいマナーと思いやりのある運転に努めるよう交通安全意識の醸成を図る。
 - ・ 病院、高齢者施設、通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- (3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - ・ 自転車等利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導を徹底する。
 - ・ 自転車安全利用五則を活用し、自転車の交通ルールの広報啓発を推進する。
- (4) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 一般道でも後部座席を含む全ての座席のシートベルトの着用義務と、チャイルドシートの確実な取付けなど正しい使用方法についての周知・指導を徹底する。

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効率的・効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性を最大限に活かし、県民が参加しやすい効果的な諸活動を展開すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して、対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守して体調面も考慮した安全運転を励行させるとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段配慮すること。
- (5) 本運動の実施に当たっては、家庭や地域・学校・職場等の実情に応じた運動を展開すること。